

議案第12号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

菅生地区の公園緑地内において発生した、倒木事故による隣接地の車両6台に与えた損壊被害について、相手方であるダイハツ東京販売株式会社と示談解決を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める。

1 和解及び損害賠償の相手方

ダイハツ東京販売株式会社

2 事故発生日時

平成28年8月5日（金）午前11時40分

3 事故発生場所

あきる野市菅生1214-38

4 事故の概要

あきる野市が所有する菅生地区の公園緑地内の樹木1本が心材腐朽により倒れ、隣接地に駐車していた車両6台を損壊させた。なお、当該隣接地は、市が造成した工業用地を事業用借地権土地賃貸借契約によりダイハツ東京販売株式会社が車両整備、板金塗装及び車両保管ヤードとして使用している。

5 和解の内容

あきる野市は、1の相手方に対し、6の額の損害を賠償する。なお、本件賠償額の外、あきる野市及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後、いかなる事象が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

6 損害賠償金額

4,378,261円